

令和6年(1月～12月)労働災害の発生状況
※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害)により作成
※()内の数値は死亡者数(内数)を表す
※新型コロナウイルス感染症リ患による労働災害を除く。

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

確定版
相生労働基準監督署

【表1 業種別の労働災害発生状況】

業 種		令和6年(1月～12月)				前 年 同 期				前 年 比 較			
		死傷者数 (人)		構成比 (%)		死傷者数 (人)		構成比 (%)		増減数 (人)		増減率 (%)	
全 産 業		85	(4)	100.0%	(100.0%)	96	(1)	100.0%	(100.0%)	-11	(3)	-11.5%	(300.0%)
第 一 ・ 二 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を含む)		49	(3)	57.6%	(75.0%)	60	(1)	62.5%	(100.0%)	-11	(2)	-18.3%	(200.0%)
製 造 業		31	(1)	36.5%	(25.0%)	38	(1)	39.6%	(100.0%)	-7	()	-18.4%	()
鉱 業					()	2		2.1%	()	-2	()	-100.0%	(-)
建 設 業		8		9.4%	()	12		12.5%	()	-4	()	-33.3%	(-)
運 輸 交 通 業		2		2.4%	()	4		4.2%	()	-2	()	-50.0%	(-)
貨 物 取 扱 業		2		2.4%	()				()	2	()	-	(-)
農 林 業		3	(1)	3.5%	(25.0%)	2		2.1%	()	1	(1)	50.0%	(-)
畜 産 ・ 水 産 業		3	(1)	3.5%	(25.0%)	2		2.1%	()	1	(1)	50.0%	(-)
第 三 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を除く)		36	(1)	42.3%	(25.0%)	37		38.5%	()	-1	(1)	-2.7%	(-)
商 業	卸 売 業				()				()		()	-	(-)
	小 売 業	8		9.4%	()	11		11.5%	()	-3	()	-27.3%	(-)
	上 記 以 外 の 商 業				()				()		()	-	(-)
	計	8		9.4%	()	11		11.5%	()	-3	()	-27.3%	(-)
通 信 業		1		1.2%	()	2		2.1%	()	-1	()	-50.0%	(-)
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	6		7.1%	()	3		3.1%	()	-3	()	-33.3%	(-)
	社 会 福 祉 施 設	8		9.4%	()	2		2.1%	()	6	()	300.0%	(-)
	上 記 以 外 の 保 健 衛 生 業				()	3		3.1%	()		()	-	(-)
	計	14		16.5%	()	8		8.3%	()	6	()	175.0%	(-)
接 客 娛 楽 業	飲 食 店	3		3.5%	()	2		2.1%	()	1	()	50.0%	(-)
	ゴ ル フ 場				()	1		1.0%	()	-1	()	-100.0%	(-)
	上 記 以 外 の 接 客 娛 楽 業	1		1.2%	()	3		3.1%	()	-2	()	-66.7%	(-)
	計	4		4.7%	()	6		6.3%	()	-2	()	-33.3%	(-)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	3		3.5%	()	3		3.1%	()		()		(-)
	廃 棄 物 処 理 業	1		1.2%	()	1		1.0%	()		()		(-)
	上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業	3	(1)	3.5%	(25.0%)				()	3	(1)	-	(-)
	計	7	(1)	8.2%	(25.0%)	4		4.2%	()	3	(1)	75.0%	(-)
そ の 他 の 事 業	警 備 業				()	1		1.0%	()	-1	()	-100.0%	(-)
	上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業				()	3		3.1%	()	-3	()	-100.0%	(-)
	計				()	4		4.2%	()	-4	()	-100.0%	(-)
金 融 広 告 業		1		1.2%	()				()	1	()	-	(-)
映 画 演 劇 業					()				()		()	-	(-)
教 育 研 究 業		1		1.2%	()	1		1.0%	()		()		(-)
官 公 署					()	1		1.0%	()	-1	()	-100.0%	(-)
(陸 上 貨 物 運 送 業)		4		4.7%		4		4.2%		()	()		(-)

注 第三産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいます。例えば、娯楽業、接客業、教育研究業、官公署を第三産業と呼んでいます。